

# 第6回米子市国民健康保険運営協議会

諮問に関する説明資料

出産育児一時金の支給額について、次の点について、国民健康保険運営協議会の意見を求めるため諮問するものです。

## 【 諮 問 】

出産育児一時金の支給額について、健康保険法施行令の規定に基づき、平成21年1月1日から38万円を上限とする。

出産育児一時金の額を、産科医療補償制度が平成21年1月から始まるのに合わせ、他の健康保険による支給額との均衡を図るため、次のとおり引き上げようとするものです。

しかしながら、本来実質的に負担が増加する被保険者の費用負担に対応すべきこと及び全分娩機関の加入が望まれる産科医療補償制度への加入促進を図る観点から、産科医療補償制度に加入している医療機関等で分娩した場合のみ3万円加算できないか国において検討されているところです。

したがって、出産育児一時金支給額の上限を38万円とし、産科医療補償制度に加入する機関での出産と、そうでない機関での出産について、3万円の差をつけようとする方向で、現在、健康保険法施行令の改正作業を進められており、今月末から来月初旬を目途に改正健康保険施行令が公布される予定となっています。

### 1 改正内容

(1) 出産育児一時金の額を、健康保険法施行令の規定により現行の35万円から38万円を上限に引き上げる。

(2) 平成21年1月1日以降出産分から実施する。

### 2 財源

平成20年度当初予算 70,350千円(201件)

改定後の平成20年度支出見込み(4~12月) 350千円×135件=47,250千円

(1~3月) 380千円×45件=17,100千円

(合計) 180件 64,350千円

(参考) 米子市の平成19年度出生数 1,570人

### 3 産科医療補償制度の概要

分娩に関連して発症した重度脳性まひの赤ちゃん（受給権者）が、速やかに補償を受けられることができることに加え、原因分析の実施等による産科医療の質の向上を通して、安心して産科医療を受けられる環境整備を目指します。

#### （１）補償の仕組み

分娩機関と妊産婦との契約に基づいて、分娩機関に過失がなく、通常の妊娠・分娩にもかかわらず、脳性まひとなった者に補償金を支払う。

分娩機関は、補償金の支払による損害を担保するため、運営組織（財団法人日本医療機能評価機構）が契約者となる損害保険に加入する。

#### （２）補償の対象

通常の妊娠・分娩にもかかわらず、脳性まひとなった場合とする。

- ・ 出生体重2,000グラム以上かつ妊娠33週以上の場合
- ・ 身体障害者等級1級又は2級相当の重度脳性まひが発症した場合
- ・ 先天性要因等の除外基準に該当するものは除かれます。

出生体重・在胎週数の基準を下回る場合でも、妊娠28週以上の者については、分娩に係る医療事故に該当するか否かという観点から個別審査を行います。

#### （３）補償金額

総額3,000万円

一時金 600万円

分割金2,400万円（20年間、児の生存・死亡を問わず支給）

#### （４）保険料（掛金）

1分娩あたり 30,000円